

Weekly Report

第560号
令和2年7月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和2年分の路線価等が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となる令和2年分の路線価（及び評価倍率）を公表しました。

◆路線価は5年連続で上昇

全国の標準宅地（約32万地点）における評価基準額の全国平均は前年比1.6%のプラスで5年連続の上昇となり、都道府県別では沖縄県が最も高い上昇率（10.5%）となっています。

路線価等は、その年の1月1日を評価時点として例年7月に公表されていますが、今回の令和2年分には新型コロナによる影響が反映されていないことから、国交省が例年9月頃に公表する都道府県地価調査（7月1日時点の地価）の状況等で、広範な地域に大幅な地価下落が確認された場合などには、路線価等を補正することが検討されています。

◆宅地の評価を減額する「小規模宅地等の特例」

相続税の基礎控除額は「3千万円+600万×法定相続人数」となりますので、例えば法定相続人が3人（配偶者と子2人）の場合は48

00万円になります。土地は相続財産で大きな割合を占めるため、路線価等で評価額を把握しておくことも大切です。

なお、被相続人（亡くなった方）の居住又は事業用に使われていた宅地等を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。

居住用宅地については原則、被相続人の配偶者や被相続人と同居していた親族が取得した場合に、同特例の適用により330㎡まで80%減額できます（配偶者や同居親族がいない場合に限り、一定要件を満たす別居親族も適用可能）。

休業による標準報酬月額の特例改定

新型コロナの影響により休業したことで、本年4月～7月までの間に支払われた報酬が著しく低下した方について、社会保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4ヵ月目に改定）によらず、翌月から改定できる特例が設けられました。

この特例改定は原則、8月分保険料までが対象となり、9月以降は定時決定（算定基礎届）による標準報酬月額となります。ただし、7・8月に特例改定が行われた方は、定時決定が行われないため、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

なお、特例改定の届出期限は来年2月1日までとなっており、遡って改定した場合は減額された保険料を被保険者へ返還する必要があります。

梅雨前線に伴う大雨に警戒を！

九州を中心とした記録的な大雨により、現在、熊本県及び鹿児島県の8市7町5村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業対策として、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号、小規模企業共済災害時貸付などが実施されます。

今後も全国的に大雨が続くおそれがあるため、土砂災害や河川の氾濫などにご注意ください。

★7月10日は、*納期の特例適用者源泉所得税（1月～6月分）の納付期限、*健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の提出期限です。